

特措法施行に関する4月以降の体制について

環境省本省、地方事務所(福島、関東)の職員、
協力人員を含め500人規模

■ : 4月より新設

環境省本省

大臣官房

審議官(放射性物質汚染対策担当)

水大気環境局

廃棄物・リサイクル対策部

放射性物質汚染対策担当参事官室

除染渉外広報室

地方

福島除染推進チーム

福島環境再生事務所
(福島市)

担当する自治体

福島県、岩手県、宮城県の53市町村

県北支所
(福島市)

県中・県南
支所
(郡山市)

浜通り北
支所
(南相馬市)

浜通り南
支所
(広野町)

会津支所
(会津若松市)

関東地方環境事務所
(さいたま市)

放射能汚染対策課

担当する自治体

栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉
県の51市町村

※協力人員: (株)東京電力、(独)日本原子力研究開発機構